

# 高句麗古墳壁画における鎧馬図考

— 鎧馬騎乗人士の階層的位置づけをめぐる —

門 田 誠 一

## 序

壁画や墓内に施された装飾の研究は美術様式や文様の比較を中心として行われることが多い。これに対して、壁画の画題や構図について、墓誌や墨書銘、傍題などとともに文献史料との相関から行ういわゆる画像学的な研究によって、壁画を単位や文様としての個々の要素のもつ限界性を突き破り、壁画が描かれた同時代における総合的な資料として、位置づけ直すことができる。また、人物の冠服や人物群の構成の分析から、当該時期の風俗や習慣のみならず、社会や制度などに切り込むことが可能となる。

高句麗古墳壁画に描かれた馬冑および馬甲によって重武装したいわゆる鎧馬についても、武器や武装の構成や馬冑の系譜についての基本的な考察が行われ<sup>①</sup>、さらに、日本と韓国で出土した馬冑・馬甲の集成が行われ、あわせて文化史的検討や重装騎兵を用いた戦闘方法などへの接近が試みられた<sup>②</sup>。その後、嶺南地方で出土した馬冑の系譜を高句麗に求め、その流入については、広開土王碑文に記された永樂十年（四〇〇）のいわゆる南征が直接的な契機とみる見解<sup>③</sup>や重装騎兵の役割の変化と戦闘に際する具体的な編成も考察された<sup>④</sup>。

ただし、従前の研究は戦闘に伴う重装騎兵すなわち鎧馬の戦闘形態や方法、編成や隊伍のみが検討の対象となつ

ており、それ以外には考察の方向性が限定されていた。本論では先行研究とは異なる視点から、行列図すなわち鹵簿の構成中における鎧馬の位置づけとその他の壁画に現れる鎧馬の場面とを勘案し、あわせて、同時期の中国の史料にみられる鎧馬の意味も参考としながら、鎧馬を焦点として、高句麗古墳壁画に現れる人物群の階層性について論及する。

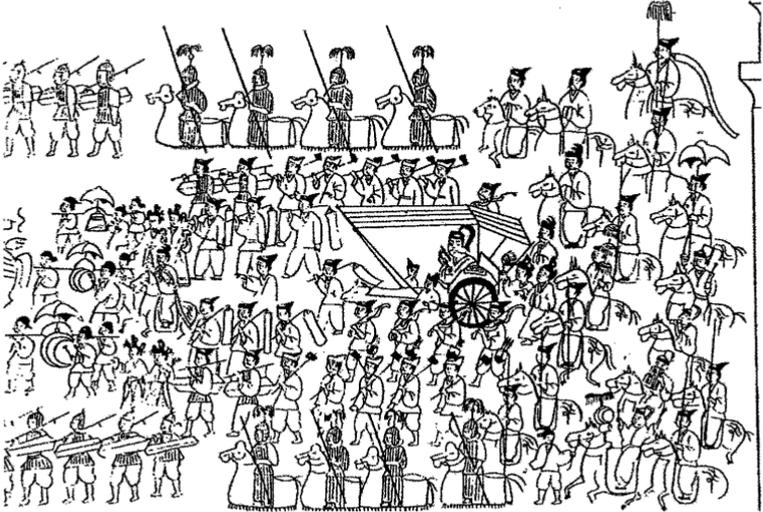
## 一 高句麗古墳壁画にみる鎧馬の諸例

如上の考察を行うために、まず、高句麗古墳壁画において、鎧馬が画かれている例を瞥見し、次節以下の考察に資することとする。ここでは鎧馬の構図が確実に存在する壁画古墳として、以下の諸例をあげておく。<sup>⑤</sup>

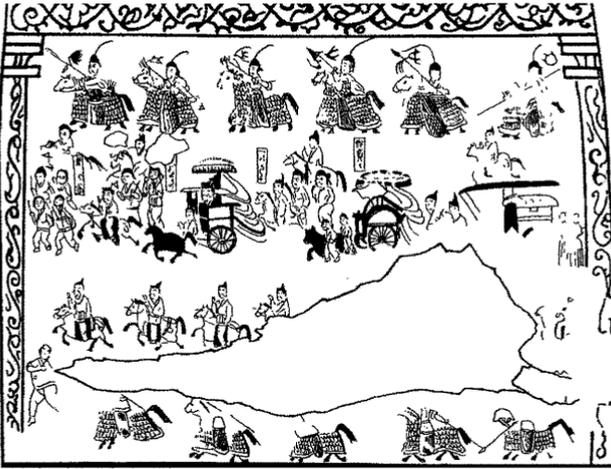
### (1) 安岳三号墳（黄海南道安岳郡・図一の1）<sup>⑥</sup>

高句麗壁画古墳の初期の壁画古墳として位置づけられている。この古墳は一辺約三三メートルの方台形墳丘に羨道、羨室、前室、後室が直線的に並んだ複雑な構造の複室墳である。安岳三号墳の前室西壁には墨書による墓誌が記されており、それによって、三三三七年に冬寿という人物が六九歳で死去したことを伝えている。この冬寿については、『資治通鑑』<sup>⑦</sup>によって、三三三六年に遼東から修寿（冬寿と音通）が高句麗に亡命したことなどが判明している。<sup>⑧</sup>

この古墳の東側回廊から北側回廊にかけて二五〇人以上の人物が描かれた行列図がある。行列図では墓主の乗った牛車を中心に、多くの騎馬が侍衛し、さらに鼓笛隊、鎧馬に騎乗し、甲冑で重装した歩兵など、当時の様子が極めて詳細に描かれている。この行列図については、構成について詳細な復元が行われている。<sup>⑧</sup>



1 安岳3号墳



2 徳興里

図1 高句麗古墳壁画の鎧馬図(1)

(2) 徳興里古墳 (南浦市・図1の2)<sup>9)</sup>

徳興里古墳は平壤の南西にある南浦市江西区域徳興里の丘陵地にあり、一九七六年に発見された。この古墳は墓主の名前が墨書された数少ない古墳で、安岳三号墳とともに被葬者の特定が可能な古墳として極めて貴重である。複室墳であり、天井を含めた壁面全体に漆喰を塗り、その上に壁画を施している。後室北壁と前室北壁西側には墓主正面座像が描かれている。通路入口の上方には一四行一五四文字の墓誌が墨書されている。この墓誌によれば、被葬者は幽州刺史の某氏鎮という漢人亡命者で、四〇八年に移柩されたことを伝えている。また鎮は「釈迦牟尼仏」(釈迦牟尼仏)の弟子とも記されており、当時の漢人亡命者社会における仏教信仰の実態を示す貴重な資料となっている。

後室の四面は墓主のほかに馬射戯図、高床倉庫、蓮花文、七宝行事図などで埋め尽くされており、天井には星宿図が描かれ、また彩色された火炎文や蓮花文が周囲を飾っている。前室東壁には墓主の駕したと考えられる車馬とその後ろに墓主夫人の乗ったとみられる牛車の周囲に鎧馬に乗った武装兵士を含む行列図が描かれている。

(3) 三室塚 (吉林省集安市・図2の1)<sup>10)</sup>

禹山南麓に所在する円形の墳丘をもつ古墳で、内部には羨道と三つの石室が「コ」字形に配されている他に類をみない石室構造をとる。羨道にもつとも近い墓室の北壁は「攻城図」と呼ばれることの多い場面であり、壁面の上半部左側に門楼や望楼とともに城壁で構成される城郭が配されている。城外の右側(東側)に疾走する一頭の鎧馬を、もう一頭の鎧馬が追跡し、騎馬武人が手にした矛の石突で、今まさに前方の鎧馬武人を突いている場面が描かれている。すなわち、二頭の鎧馬武士が戦闘を行う模様である。この場面は高句麗における鎧馬の実際の戦闘行為を具体的に示している。

(4) 大安里一号墳(平安南道龍岡郡)<sup>11)</sup>

墳丘は本来は方形であつたとみられるが、現状は楕円形を呈し、基底部で東西一九・五メートル、南北二二・五メートル、高さ三・五メートルである。墓室の構造は羨道の両側に張り出した前室がつく複室墓で、玄室は平面長方形をなし、天井は三角持送りと八角持送りを組み合わせた構造である。

壁画は前室・羨道・玄室に描かれているが、全体に剝落が著しい。そのなかでも前室の壁画は南壁に描かれている狩猟図を除いて、他の画面には基本的に墓主の乗り物とされる車輿を中心とした行列図が描かれている。行列の一部を構成するとみられる前室東壁壁画の上部には手に矛とみられる武器を携え、甲冑に身を固め、鎧馬に跨った騎兵が描かれている。

(5) 八清里古墳(平安南道大同郡・図3の1)<sup>12)</sup>

平壤市の西側の大同郡に属する八清里集落の丘陵上に所在する古墳群のなかにある壁画古墳であり、墳丘は直径二メートル、高さ二メートルほどが残存するという。前・後室と甬道からなる複室墓であり、甬道の中央には石製の柱があることが特色である。盗掘と破壊により、天井は残っていない。壁画の主題は生活風俗図であるが、そのなかで前室東壁には雑伎の場面に四人の騎馬人物描かれており、その先頭の一人は甲冑を着用し、鎧馬に騎乗している。この場面は行列図としても紹介されるが、これらの雑伎を画面右端の墓主が眺める構図とされる。<sup>13)</sup>

(6) 通溝一二号墳(中国吉林省集安市・図2の2)<sup>14)</sup>

禹山山麓に広がる古墳群のなかでは、道路沿いの低い位置に所在する壁画古墳であり、戦前に壁画の存在が知られていた。一封土に南北二室の石室があり、双方ともに平面は正方形を呈する。北石室は羨道の北側にのみ側室(耳室)があり、天井は四阿式天井である。南石室は羨道の南北に側室が付き、天井は平行持送り構造をとる。

南石室の壁画には厩舎の図があつたことから「馬槽塚」とも呼ばれる。この古墳の壁画のなかでは、馬の表され

た場面が重要な位置を占め、なかでも冑をつけた馬を止めて、その傍らで敵の武人の首を刎ねている場面は、騎馬武人の戦闘のありさまを伝えている。この古墳の壁画では馬冑をつけた広義の鎧馬による実際の戦闘行為が描かれている点で重要である。

(7) 薬水里古墳(平安南道江西郡・図2の3)<sup>(15)</sup>

両側に側室がつく前室と玄室からなる複室構造の石室墓で、前室・玄室とも穹窿状天井の上部を隅三角持送りにした天井構造をとる。前室北壁には帷帳をめぐらした中の座牀に、拱手し、正面を向いて端座する墓主像が描かれている。

前室南壁には墓主の乗った輿車を中心とした行列図が描かれている。行列は旗を持った騎馬や蓋傘を支持する徒歩の人物など、牛車に乗った主人公の権威を示す人物群が配されていることから、墓主の威儀に基づく鹵簿を表しているとみられる。徒歩の人物の中には人物が楽人や雑技を行う人物を含む。鎧馬は墓主の牛車の後方に整然と並んで描かれており、鹵簿の行列を構成しており、その威儀を示す要素であることがわかる。

(8) 双楹塚(平安南道龍岡郡)<sup>(16)</sup>

前・後室からなる石室墳で、二つの石室の間に裝飾された八角形の石柱が二本立っていることから命名された。

玄室奥壁(北壁)には建物の中に張られた帷帳の下に拱手して、並座する墓主夫婦像が描かれている。両側の羨道の壁面には種々の人物像が描かれており、鎧馬は東壁に甲冑を着けた武人が騎乗する姿で描かれている。鎧馬の後ろには牛車が描かれており、豪華な屋根と長方形の窓があつて、入り口には赤い縁飾りを付けた帳があり、後ろには侍女が立つ。このような特徴から、この牛車は出行の主人公である墓主の乗物と考えられる。この他にも男女立像、太鼓を打つ人物、矛を持って舞う人物などが描かれており、これらの人物も出行図を構成する。双楹塚の鎧馬は出行図のなかで墓主の駕乗する牛車を警衛し、かつ墓主の権威と格式を示しているとみられる。

(9) 鎧馬塚 (平壤市・図3の2)<sup>17)</sup>

大城山西南一帯には高句麗古墳が散在しているが、その中の一基で、鎧馬の図があることから命名されたことでは知られる。南東を向く単室墓で、天井は平行・三角持送りの構造をとる。玄室内には二つの石製棺台が置かれていた。

壁画は漆喰の上に描かれており、行列図が玄室西壁持送り部に描かれている。おなじく玄室西壁持送り部には、馬冑・馬甲を着けた馬の前方に羽毛のような前飾りを付けた「宝冠」とされる説もある冠を被り、袖口に黒い縁飾りを付けた上着をきた人物が立っている。その後ろには鳥翼形冠を被った侍者がつき従う。この人物の背後には傍題として「冢主着鎧馬之像」の墨書があり、この鎧馬が墓主の乗物であることを示している。このような構図から、先頭に描かれた「宝冠」ともいわれる一際立派な冠と衣服を着けた人物が「冢主」であり、鎧馬はこの人物の乗馬であると考えられている<sup>18)</sup>。また、墨書によつて、高句麗時代に、このような馬冑・馬甲を着けた重馬装を施された馬が「鎧馬」と呼ばれていたことが知られた点でも重要な資料である。鎧馬に付随して鞭を持つ人物と、手綱をとる人物が描かれており、馬夫を表すとみられる。この他に羨道西壁にも、一頭の鎧馬に騎乗した兵士が描かれているが、とくに人物の部分は剝落が著しい。

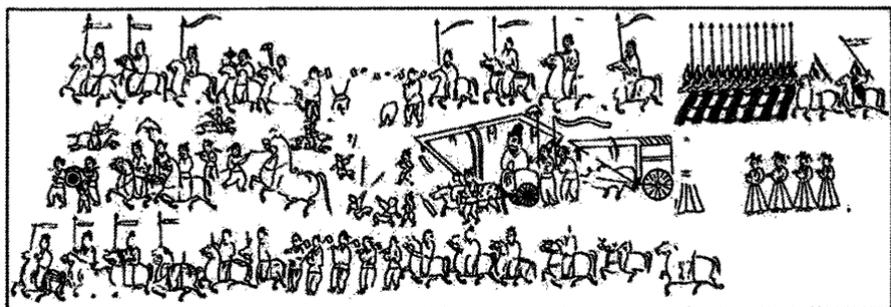
これらの古墳の年代について、先行研究の言及を摘要すると、朱榮憲氏は葉水里、三室塚は四世紀末から五世紀初め、大安里一号墳、八清里は五世紀初葉から中葉、双楹塚については五世紀末、鎧馬塚は六世紀とする<sup>19)</sup>。金元龍氏は葉水里、八清里を五世紀前半、通溝一二号墳、三室塚、大安里一号墳、双楹塚を五世紀中葉にちかい前半、鎧馬塚は六世紀前半とする<sup>20)</sup>。李殿福氏は三室塚を四世紀中葉から五世紀中葉とする<sup>21)</sup>。緒方泉氏による集安所在の古墳の編年では通溝一二号墳を四世紀中葉から末葉、三室塚を五世紀中葉から五世紀後半とする<sup>22)</sup>。東潮氏は大安里一号墳を含む大安里古墳群を五世紀前葉、三室塚を五世紀後葉、葉水里についても五世紀後葉とし、鎧馬塚を含む平面



1 三室塚



2 通溝12号墳



3 薬水里

図2 高句麗古墳壁画の鎧馬図(2)



1 八清里



2 鎧馬塚

図3 高句麗古墳壁画の鎧馬図(3)

正方形の単室墓で、天井は平行三角持送り構造をとる石室は平壤地域に多く分布することから、これらを「平壤型石室」として類型化し、六世紀代に盛行すると論じた。<sup>(23)</sup>

このように年代観には研究者間の差異があるが、全般的にみて、高句麗古墳壁画における鎧馬の図は三五七年の墨書紀年がある安岳三号墳をもっとも早い例として、鎧馬塚のような単室墓にも描かれることから、四世紀から六世紀代にかけて盛行したことが知られる。

## 二 壁画構成における鎧馬の位置

ここまで瞥見した高句麗古墳壁画に描かれた鎧馬は、その場面と構図によって、以下のように類型化することができる。

- (一) 出行図を構成する場合
- (二) 戦闘の場面
- (三) 鎧馬のみで描かれる場合

このなかで基本の構図となる(一)の例としては、安岳三号墳、徳興里古墳、双楹塚などがある。このうち、安岳三号墳の出行図については、すでにふれたように写真をもとに精細な書き起こしが行われており、その結果、これまでは異なる箇所が提示されている。さらに、この出行図を中国古代の鹵簿と比較し、とりわけ『晋書』輿服志にみられる鹵簿との比較がなされている。<sup>(24)</sup>

元来、鹵簿とは中国古代における天子の行列を指すが、転じて儀杖を備えた行列、行幸を示すようになった。鹵簿は公式と略式の両様で行われる場合があるが、一般的に正史の記述では車馬に乗ることが規定されている。高句

麗壁画古墳と年代的にちかい『晋書』や『宋書』の輿服志に詳細な規定がある。

すなわち、『晋書』輿服志の車制では、車種としては安車、雲母車、画輪車、油幢車、油駟車、輶車があり、そのなかでも華やかな装備と装飾をもつ安車が、官人・諸侯に対する西晋車制体系の中核をなすとされ、彼らの権威を規定する表徴であった。西晋代における車制を通じて当該期の礼制を論じた小林聡氏によれば、安車にはおおむね皇太子―諸王―諸侯―特進以下―中二千石―二千石―千石―六百石の序列が存在したとされ、安車はすなわち、官人・諸侯のための公的車制の一つであり、秩石を基準としていたという。これに對して、輶車は元來は軍用であり、広く商人等も用いた車であつたらしいが、西晋代には尚書省高官などの乗用に用いられた。その後、南朝以降は輶車の制度が発展し、公的車制の中心となつていくといふ<sup>(26)</sup>。

このような車制は官人・諸侯の秩石や身分表徴たることにより、詩文にも表された。高句麗古墳壁画と時期的にちかい詩をあげると、東晋代の隱逸詩人として著聞する陶淵明の詩に「野外人事罕(まれ)にして、窮巷輪鞅寡(すくな)し」とあり<sup>(26)</sup>、田野では世間的な社交もまれで、窮した小路には「輪鞅」すなわち車馬の訪れが少ないと嘆いている。また、官職を辞して田園生活に戻り、酒を酌みつつ詠じた断片を集めて連作詩に構成したなかの一首に「廬を結んで人境に在り、而も車馬の喧無し」とあり、人里に廬(いおり)を構えたが、車馬の訪れによる喧騒がないと詠んでいる。これらの「輪鞅」や「車馬」は、一般的にはそれらに駕した高級官僚の代名詞と解される。陶淵明は東晋から劉宋の初めにかけて、すなわち四世紀半ばから五世紀前葉にかけて生きたが、これは高句麗壁画古墳が始原し、展開していく時期と重なっている。陶淵明は日常を活写した詩で知られるが、その点でも高句麗壁画古墳と同時期の中国の知見として、斟酌すべき作品であり、当該期にも車馬が高級官僚を具現するものとして表現されている卑近な例として重要である。

いっぽう、高句麗古墳壁画では輿車を引く動物として、馬の他に牛がみられる。すなわち、墓主あるいは墓主夫

人の乗り物としての牛車である。牛車の使用は、『三国志』董卓伝には、董卓の死後、その臣であった李傕や郭汜の専横を避けて、後漢末の献帝が安邑（現在の山西省西南部）に移された時に牛車に乗った、とあり、<sup>(28)</sup>『晋書』輿服志にはこの記載によって、いにしへの貴人は牛車に乗らなかつたが、前漢の武帝が諸侯のなかでも身寄りがなく、身体が弱い者、貧しい者には牛車に乗る恩恵が及ぶようにすすめた結果、その後は徐々に貴人たちにも行われるようになり、後漢の霊帝・献帝以来、天子から士人にいたるまで常に牛車にのることになり、天子が朝堂に出て、葬礼に際する悲哀の霊に際しても牛車に乗るようになったと、記している。<sup>(29)</sup>三国時代以降には各階層で牛車が用いられるようになり、晋代になると、安岳三号墳に代表されるように墓室の壁画に牛車の描かれる例が増え、南北朝期にいたると高位の人物が乗る牛車に関する壁画や実物資料が増加するとされる。<sup>(30)</sup>このことから、鹵簿の主人が駕す輿車としては、魏晋南北朝期には車馬のほかにも牛車が用いられたこともあつたと考えられ、これは高句麗古墳壁画の行列図における墓主の乗り物としての牛車の存在と一致している。

このように正史にみえる車馬や鹵簿の規定を参考として、高句麗古墳壁画の「行列図」「出向図」と呼ばれる構図をみるならば、鹵簿の主催者の威儀を示す出行図は中華世界における官秩による身分秩序の規範を前提とするものであるから、車馬出行図が壁画として描かれている場合、車馬に駕乗するのは墳墓および出行図の主人公である墓主その人である。すなわち、安岳三号墳では、車馬には墓主である冬（佟）寿が駕乗していることを示しており、車馬が描かれているその他の壁画古墳の場合も、これまで先行研究において述べられているように墓主その人が駕乗していると考えなければならぬ。また、双楹塚では牛車の前に、尾部に寄生を立てた鎧馬に乗り、甲冑に身を固め、右手には矛とみられる長兵を携えた騎兵が描かれており、牛車の後ろには侍女が立っており、これらの人物は車に駕乗する人物の威儀を示している。

高句麗古墳壁画に描かれた鎧馬から知られることは、それらが「出行図」とか「行列図」と呼ばれた車馬に駕乗

した墓主の鹵簿を構成し、基本的には墓主の威儀を表徴する隊伍として位置づけられることである。

### 三 中国史・資料にみえる鎧馬

このように高句麗古墳壁画にしばしば描かれた鎧馬は、中国の史料の中では、どのように現れるかを瞥見してきた。

鎧馬はしばしば戦争の際の戦利品とされた。唐代以前の時期を対象として記述された正史のなかで、「鎧馬」については十九箇所に及ぶ記載があるが、そのうちの七箇所が戦争による鹵獲に関わる記述である。

たとえば、三国の抗争のなかで、魏の呉蜀との江陵での戦いに際して、王昶が江陵を攻めた時（二五〇年）のことである。それまでの戦闘で魏が戦利品として奪った呉の鎧馬と冑を被せた呉軍兵士の首を載せ、呉の江陵城の周りを駆け回らせて、呉の軍を怒らせるとともに伏兵によって呉軍を待ち伏せた結果、王昶は勝利を得た。<sup>91</sup>この時の戦功によって、彼は征南大將軍・儀同三司に任じられた。すなわち、ここにおいて、鎧馬はこれを見せることによって、鹵獲された相手が怒り、高ぶるほどに戦闘の際の武威を示す有力な戦利品であることを示している。

また、永嘉六年（三一二）十二月、王浚が督護の王昌、遼西公の段疾陸眷、その弟の段匹単、段文鸞、そして従兄弟の段末破をして、襄国の石勒を攻撃した。石勒が孔萇に精兵を授け、段末破の陣中に攻め入って苦戦して退却した際、段末破はこれを追撃して敵の陣中まで深入りしたので、却って捕らえられてしまった。段末破が捕らえられると、段疾陸眷の兵卒は雪崩を打って逃げ出したが、孔萇はこれを追撃し、三十余里追いかけて、鎧馬五千匹を奪った。<sup>92</sup>この五千匹というのは、誇張ないしは比喩的に用いて、戦勝の大なることなのであろうが、ここでは大勝を示すために鹵獲した戦利品の典型として鎧馬の数が用いられていることに注目せねばなるまい。

その後、石勒は、段末破を人質にして、段疾陸眷に和睦を交渉した際に、段疾陸眷はこれを受け入れ、段文鸯の反対を押し切つて、賄賂として石勒に鎧馬二百五十匹、金銀各一籠とを与え、段末破の三人の弟を身代わりとして彼の身柄を請うた。<sup>(33)</sup>ここでは質となつた段末破を奪還するための代償の一つとして鎧馬が用いられているのであり、この時期における鎧馬の貴重性を知ることができる。

同じく、五胡十六国時代に鎧馬が臣下に下賜された例をあげておこう。

穆帝の永和五年、正月、皇帝位へ即いた石虎の命を受けた統冠軍姚弋仲は八千余人を率いて鄴までやつて来て、病中の石虎に謁見を求め、諫言を行った。姚弋仲は貴人だろうが賤人だろうが、「汝」と呼びかけたほど狷直な性格であり、石虎もまた、これを責めず、さすがの石虎も姚弋仲の剛直を憚り、彼の諫言に対して、鎧馬を下賜し、使持節・侍中・征西大將軍・西平郡公に任じて重んじた、という。<sup>(34)</sup>

これらの例のように、魏晋代ならびに五胡十六国においては、鎧馬は賜与物として用いられたのであり、功績や功勞の対価であつた。

甲冑をつけた馬装は、「鉄馬」「鉄騎」とも呼ばれた。とくにこれらの語は戦鬪に際して、数量的に武備としての構成規模を現す場合に用いられる。すなわち、「戦車万乘、鉄馬万」(『晋書』卷二二八・慕容超伝)、「战士一万鉄馬二千」(『宋書』卷七四・沈攸之伝)、「歩卒二万、鉄馬一千」(『宋書』卷八四・鄧琬伝)、「銳卒万計、鉄馬千」(『梁書』卷三一・袁昂伝)、「甲卒十二万、鉄馬八千匹、軍威甚盛」(『魏書』卷七三・崔延伯伝)、「战士十万、鉄馬三千」(『南史』卷三七・沈慶之／沈攸之伝)などのように、士卒と組み合わせられて、軍隊の規模をいう際の慣用的な表現とされている。

鉄騎も、また同様であり、「総兵七万、鉄騎五千」(『晋書』卷一二二・吕光伝)、「歩兵三十七万、車一万七千乘、鉄騎五万三千」(『晋書』卷一二七・慕容徳伝)、「鉄騎二千、水歩齐举、大軍三万」(『宋書』卷四四・謝晦伝)、「率

衆二万、鉄騎数百匹」(『宋書』卷七九・桂陽王休範伝)などのように兵馬の数を示す場合に用いられることが多い。こ  
いつぼう、ここまで鎧馬と呼んできた馬冑と馬甲による馬装に対して、「甲騎具装」と称される場合もある。<sup>35</sup>こ  
の語については、本論で取り扱っている時代より後の史料ではある『宋史』にみられる語を根拠としており、また  
「甲騎」と「具装」とは必ずしも組み合わせられて使われるとは限らず、むしろ、それぞれが単独に用いられる場合が  
多い。とくに「具装」については、馬装を指すのみならず、劉宋代の林邑王範陽邁のように時には象に具装を着け、  
戦闘に用いている場合もある。<sup>36</sup>

「具装」に関する記述のなかでも、斉の廢帝と呼ばれる六代東昏侯に関わる記述は注目される。すなわち、東昏  
侯は皇族のみならず官僚、民衆を虐殺してまわり、宮廷では過剰な奢侈をした結果、宗族の一人である蕭衍によつ  
て命を奪われることになるが、その原因となつた奢侈と乱行の記述の中に「銀蓮葉具装鎧」を着せた騎馬を従えて、  
宮殿に入つて来るという描写がある。<sup>37</sup>ここでもやはり銀の馬冑と馬甲は皇帝を侍衛する騎馬に施されており、それ  
が奢侈の一つとして象徴化されている。

また、出土資料に目を移すと、本論で鎧馬と呼んだ重装の騎馬俑が、北朝の墳墓から出土することは一般的に知  
られており、挙例するには違がないほどである。これらは出行に伴う侍衛の任を担うが、鹵簿における主人公の官  
秩等を示す表徴は見当たらず、鹵簿の主との関係は具体的には明確にしがたい。重装騎馬俑についての知見は、先  
学の研究に譲ることとして、ここでは具体的な官職が推定される南朝墓の出土資料を瞥見しておこう。それは南朝  
の皇帝や皇族の墓とされるいくつかの大墓を構築している画像磚に施された鎧馬図である。そのなかでも、図像の  
残存状態と表現の特徴から、豊かな具体的知見がえられるのが江蘇省丹陽の胡橋大墓である。この墓は南側に甬道  
を設けた平面が小判形にちかい埴室墓であり、天井はアーチ状を呈する。東壁と西壁には上・中・下部にあわせて  
七幅の塼画があり、そのうちの五幅は比較的残存状態が良好であつた。とくに西壁下部の「騎馬武士」とされた塼

画があり、重装騎馬が表現されている。すなわち、この塼画には甲冑で身を固め、背に弓を負い、腰に剣を佩用した人物が、同じく馬冑と馬甲で重武装し、尻には寄生を挿した馬に騎乗する姿が表されている。馬上の人物の頭上には前が低く、後ろが高い被り物が表現されており、報告者はこれに対して、南朝で騎吏や武吏が被った「赤幘」であると断じている。さらに報文では、この騎馬武士が佩用している剣が木剣である可能性を示しており、それは『晋書』輿服志に述べられている内容、すなわち、漢制では皇帝から百官にいたるまで、剣を佩用することはなく、その後、ただ朝する時のみに剣を佩したのであり、晋の世になって、この剣は木をもって代えられ、貴者は玉首を用い、賤者は貝や金銀、玳瑁をもって彫し、飾ったという記述<sup>(38)</sup>に適合すると論じている<sup>(39)</sup>。この点については、不明な塼画のみから、剣の材質まで特定できるか疑義が残るにしろ、鎧馬にまたがった重武装の人士が「騎吏」であって、高位の職ではないとする見解は参照すべきであって、南朝における鎧馬騎乗階層の位置づけが推断される考古資料としてあげておく。

ここで瞥見したように高句麗古墳壁画に描かれる鎧馬は、同時期の中国において、前述のように戦闘の際の重要な鹵獲対象であり、その重要性が転じて戦争に際して、和を結ぶ時の代償となることもあった。また、為政者が臣下に褒賞として与えることも、しばしば行われた。いっぽう、南朝の例であるが、皇帝に近侍する騎馬には甲冑を着けていたが、それが銀装であることは皇帝にあっても、過度な奢侈とされていたのである。また、南朝の塼画に表現された鎧馬騎士も、吏としての位置づけがなされていることをみてきた。

これらの記述を参考としながら、高句麗古墳壁画に描かれる鎧馬のみならず、それを敷衍して、次に高句麗の構成民や社会における鎧馬騎乗人士の位置づけを行いたい。

#### 四 高句麗古墳壁画における鎧馬兵士の階層

既述のように高句麗古墳壁画のなかで、鎧馬がみられるのは出行図の中で主人の車馬や牛車の近くに侍して、警衛し、かつ出行の隊列の格式と権威を示す例が多い。

いっぽう、高句麗古墳壁画のなかには、鎧馬に騎乗した人士たちとは異なる場面で墓主とその乗馬が描かれている構図もみられる。たとえば、梅山里四神塚の壁画のように、座床の一番右側に墓主人が座り、その左には三人の夫人が並んで座している。墓主の右側からは鞍を着けた馬を左手で牽く人物が描かれており、この馬牽きは墓主の方に向かつて座している様子を表している。この馬は墓主の乗る馬であることが知られる。

このような墓主の乗馬という点において、鎧馬塚に描かれた鎧馬も、冠を被った墓主の後ろに続く形で描かれており、鎧馬の傍らには「冢主着鎧馬之図」という墨書による傍題があることから、この鎧馬が墓主の所有物であることが確実になる資料である。

このように乗馬の主が分明に描出されている例を除く、多くの古墳壁画では、すでに挙例した上で分析したように、鎧馬すなわち、馬冑・馬冑を着けた馬に乗る人士に対し、その階層的な位置づけが可能となる。すなわち、鎧馬は車馬や牛車に驾乘した墓主階層の出行のなかにあつて、墓主を侍衛しつつ、官秩に則った威儀を保持するために存在するのであり、それに跨る重装備の甲冑騎士もまた墓主に従う存在であることを示している。

正史を中心として、时期的にちかい中国史料をみても、鎧馬は戦闘にあたって、鹵獲すべき価値を有する存在であり、それゆえにまた、王侯の交渉に際しても、贈与の対象とされた。また、鹵獲や贈与の対象であるということとは、必ずしも王侯が鎧馬に乗ることによってみずからの官秩や威儀を示したのではないことは、鹵簿に際して、その主となる王侯が車馬に駕すという『晋書』輿服志の記載や安岳三号墳を典型とする高句麗古墳壁画の構図の双方

から明らかである。

このような見方に大過なしとするならば、「冢主」が乗る鎧馬が描かれている鎧馬塚の壁画においては、「冢主」そのものが「鎧馬」に乗るべき人士であることを基本として考察すべきである。すなわち、これまで言われてきたように、鎧馬塚の壁画に描かれている冠を被った人物は、王などの高位の人物ではなく、鎧馬に乗るべき階層に属しているのである。

いうまでもなく、安岳三号墳などに描かれている出行図では墓主は車馬や時には牛車に駕乗する構図があり、鹵簿の主人その人が鎧馬に跨る場面は言うに及ばず騎馬の姿すら描かれない。すなわち、王侯や士人が自らの官秩によつて、正式な出行に行う鹵簿において、その主人公は、しばしばあげた『晋書』輿服志に記されるような規定に則った威儀を正した行列を編成するのであり、そこでは鹵簿の主は駕乗をすることが基本である。

もちろん、高句麗古墳壁画に描かれた出行図は中華世界の鹵簿とは異なり、細部にいたるまで、そのまま表現したものでないことは当然考慮すべきであろう。しかしながら、すくなくとも安岳三号墳や徳興里古墳などのように墓主が漢人の亡命者である場合には、中華の王朝における鹵簿の様体を強く意識していたと考えられる。それは高句麗の官位を受け、高句麗社会の中での自らの位置づけが進んだとみられる徳興里古墳の墓主である鎮の墨書墓誌銘に儒・仏・道三教に由来する語句や文章が認められ、亡命漢人である墓主「鎮」を包摂する社会が士大夫的な教養や思想の系譜の下にあることを示していることから<sup>(40)</sup>も証されよう。

これらの点からも、鎧馬塚の墓主は鹵簿に伴い、その主を侍衛する役割をもつ人士であつて、これまでいわれてきたようにいかに色彩豊かな冠を被つて描かれていても、それは「宝冠」を被った王などではありえず、鎧馬に跨り、戦闘では敵の鎧馬と勇敢に戦い、時には鹵簿にあつて主人を侍衛する人々であつたのである。

そして、中華世界の士大夫たることを価値観の中心においた亡命漢人たちであるがゆえに、安岳三号墳にも徳興

里古墳も、鹵簿の行列を描くことによって、その墓主たちの自己確認の拠り所としたのであり、いっぽう鎧馬塚の墓主は彼らとは異なり、鎧馬の主であることを壁画によって示すべき武人の階層に属した人士であることを示している。

高句麗古墳壁画に描かれた人物の階層差については、これまでも専論がないわけではなく、墓主などが該当する「座食者」たる支配階層、墓主に近侍する人々を中心とした中間階層、その下位にある一般の「民」階層、最下層たる奴婢という基本的な認識はなされているが、<sup>41</sup>後世の身分階層を前提とした基礎的な分類であることと服飾や労働の場面などからの類推によっていたため、これを止揚すべく本論では古墳壁画の課題と構図の図像学的な解析によって、鎧馬を従えた行列の主と、鎧馬そのものに騎乗する人物という両種の人士の姿を抽出しえた。これはとりもなおさず、当時の高句麗において、少なくとも、これら両様の階層が認識されていたことを物語るものである。ただし、鎧馬塚は五〜六世紀にかけての高句麗古墳の石室の中で規模としては小さくなく、その被葬者は王や王族のような最高位の階層ではなくとも、鎧馬に乗り、鹵簿や戦闘に参加する人士であって、相対的には一定の階層に属したことも認めてよからう。すでにふれたように鎧馬塚は平面正方形の単室墓で、天井は平行三角持送りの構造をとり、このような類型の石室は六世紀代の平壤地域に多く分布するとされ、被葬者階層として、王族や有力官人層を想定する論がある。<sup>42</sup>

これと関連して、高句麗古墳の中には徳興里古墳の墓誌にみられる「国小大兄」や牟頭婁塚の墓誌の「大使者」のように被葬者の官位が墨書されている場合がある。高句麗の官位は時期によって等級の体系が異なるが、これらの両墳に時期的にちかい六世紀の官位制は十三等に復原されている。<sup>43</sup>これを適用すると、徳興里古墳の「大兄」が第七等、牟頭婁塚の「大使者」が第六等の官位となる。<sup>44</sup>

高句麗官位制の階層性については、武田幸男氏の詳細な論及がある。それによれば、上級の五官位は「機密を掌

つて、政治を謀り、兵〔馬〕を徵発して官爵を選授す」とされるように、軍事・政治をはじめ、国家の枢機を集中的に掌握した特権階層であつたとされる。また、第二階層として、その下位の六、七等の階層が次官級であり、高句麗地方官を担当すべき階層であつたとされる。第三階層としては、十一等の「小兄」を境にそれ以上の官位を有する者が「国子博士・大学士・舍人・通事・典客」<sup>(45)</sup>といった実務的な職を担当し、また、土木工事などは九等（上位使者）以下の階層が担当したとする。そして、十三等（先人）以上が第四階層であつた。これによると「大使者」であつたことが墓誌に記されている牟頭婁は典型的な中堅氏族であつたとされる。<sup>(46)</sup>

時期的な相違はあるが、墓主そのものが鎧馬の騎乗階層であつたことが明確な鎧馬塚は、石室の規模の点からみると、徳興里（玄室一辺約三・三メートル）、牟頭婁塚（玄室平面で三・一×二・九メートル）よりも、やや玄室が小さい（玄室平面で二・九×二・五）ことを参照すれば、第七等かその下位であると考えられ、官人としては中堅階層に属したと想定して大過なからう。すなわち、鎧馬そのものに騎乗する墓主の階層が高句麗でも最上位の官位を有する階層ではなく、第二階層に属する中層の官人であつたと推定されるのである。

このような鎧馬が描かれた古墳壁画は、中国大陸に所在する魏晋期の壁画墓から始まったのではなく、安岳三号墳から創始すると考えられている。<sup>(47)</sup> このことは存外に意識されることが少ないが、看過できない問題を孕んでいる。すなわち、出行図に表された鹵簿の隊列に鎧馬を加えたのは、慕容皝勢力から高句麗への亡命漢人たる冬（佟）寿の墓からであり、彼が生の前半を送った遼西地域は現在知られる馬冑のなかで、もつとも時期がさかのぼる遺品が出土した前燕代に属す朝陽・十二台鄉磚廠八八M一などの分布する地域である。そして、この馬冑が安岳三号墳の鎧馬図と関係し、そこに描かれた馬冑・馬甲は遼西地域の前燕の系統に属し、前燕建国前後の騎兵装備を反映しているとする見解が示されている。<sup>(48)</sup>

いっぽうでは、高句麗古墳壁画に描かれた鎧馬のなかでも、四世紀中葉の安岳三号墳や五世紀前葉の徳興里古墳

の鎧馬には戦闘の際に必須であるにも関わらず、鎧が描かれておらず、それより遅れる五世紀前半から中葉頃の長川一号墳の狩獵図の騎馬には鎧が描かれていることに着目し、高句麗ではこの間に鎧が広く用いられるようになったことを強調する見解がある。さらに、その契機としては高句麗軍による北燕の首都掌握による北燕の高位階層の高句麗移住や、北魏と高句麗との軍事的緊張関係などの軍事的、政治的な原因によって、北燕や北魏から鎧を用いた乗馬技術が高句麗に流入したとする<sup>49</sup>。

現時点では、高句麗の馬冑・馬甲が前燕の系統とする考説については考古学資料からは可とすべきであり、これを踏まえて高句麗古墳壁画における鎧馬図の出現と鎧馬騎乗階層の位置づけを行うならば、中原地域で戦闘における鹵獲や功績に対する賜与などの価値が付与されていた鎧馬が、さらに遼西地域での流行と重用を経て、その地からの亡命人によって壁画の鹵簿図に描写されるようになったことが推定される。そして、壁画の画面上において、鎧馬を従えた行列の主たる墓主の凶像と鎧馬そのものに騎乗する人物の描画を対照的に配することによって、両者の階層性を際立たせる効果が期待されたと考ええる。

付随する問題として、朝鮮三国時代の他地域の鎧馬騎乗階層との比較すると、戦闘形態や戦術として、四世紀代に高句麗に導入された鎧馬を用いた重装騎兵が、朝鮮半島南部地域では、戦時の軍兵の編成としてよりも、高位階層による領域内の統制手段として用いられているという指摘がある<sup>50</sup>。換言すれば、馬冑や馬甲が一種の威信財として認識されているという側面を示唆している。これが正鵠を射ているかどうかについては、本論の検討とは異なる問題であるが、馬冑・馬甲に限ってみれば、実際に陝川・玉田古墳群や釜山・福泉洞古墳群などの著名な遺例をみても、加耶地域では集団における最高階層が鎧馬に騎乗していたことは明らかである。とくに首長層を含めた墳墓の階層性が時系列的に考察されている陝川・玉田古墳群では、五世紀前半代には首長墓に馬冑の副葬が見られ、五世紀末には王陵とされるM3に示されるように、馬冑・馬甲の双方が副葬されるようになる<sup>51</sup>。これらのことから、

本論で論じてきた高句麗における鎧馬騎乗階層とは異なり、すくなくとも加耶地域では首長層が自ら鎧馬に騎乗していたのであり、高句麗とは異なつた階層に鎧馬が用いられていたことが知られるのである。このように他地域との比較によつても、高句麗における鎧馬騎乗層の階層的特質が明らかにできる。

## 結 語

本論ではとくに高句麗古墳壁画に描かれた鹵簿の構図に伴う鎧馬の位置づけと鎧馬塚の墓主が鎧馬の騎乗階層と考えられることに着目して、鎧馬にまたがる墓主の階層性について論じてみた。すなわち、古墳壁画の中の鹵簿における鎧の位置づけと意味、そして鎧馬図とその騎乗階層の特定によつて、壁画のなかに現れた高句麗の階層構成に対する復元研究の一端を披瀝した。

そのためにまず、高句麗古墳壁画に描かれた鎧馬図を抽出し、墓主の行列に伴う隊列か、または墓主その人が単独に騎馬する像かなどによつて、鎧馬と墓主との関係性を類別した。

次に中国史料にみえる鎧馬の記載を博覧し、鎧馬に関しては王や皇帝の騎乗に関わる直接の史料はほとんどみられず、戦闘に際して鹵獲され、また、停戦の交渉に際して引き渡されたり、報償のために賜与される場合が多いことを示し、中国における鎧馬の階層的な位置づけと価値を示した。

続いて、高句麗古墳壁の図像学的な分析によつて、鎧馬に騎乗する墓主の階層が、鹵簿を構成する一員であり、鹵簿の主とは階層的な上下関係にあることを推定した。そのような観点から、墓主と彼が乗るべき鎧馬が描かれている鎧馬塚の被葬者は高句麗の王や王族のような最高位ではないが、鎧馬に乗り、鹵簿や戦闘に参加する中位の官位をもつ階層に該当することを示した。また、加耶地域では高句麗とは異なり、首長層が鎧馬に騎乗するという階

層的な特質を示し、高句麗との差異を顕著に示した。

このように人物群を画像学的に解析していくことによって、壁画を当該時期の社会、制度の研究材料と昇華することができ、高句麗のみならず壁画研究において、向後、多くの展開をもたらすものと考えられる。

註

(1) 田疇農「高句麗壁画に現れる武器と武装」、『文化遺産』

一九五八―六、一九五九―一\*

堀田啓一「高句麗壁画古墳にみる武器と武装―特に安岳三号墳と薬水里壁画古墳を中心に―」『檀原考古学研究所編』『檀原考古学研究所論集第四』吉川弘文館、一九七九年

堀田啓一「古代日朝の馬冑について」『檀原考古学研究所編』『檀原考古学研究所論集第七』吉川弘文館、一九八四年

金日成総合大学編『五世紀の高句麗文化』呂南詰・金洪圭訳、雄山閣出版、一九八五年

(2) 神谷正弘「日本・韓国出土の馬冑・馬甲」森浩一編『埋もれた馬文化』馬の文化叢書一 古代、馬事文化財団、一九九三年 初出は一九九二年

(3) 金宰佑「嶺南地方の馬冑について―金海大成洞古墳出土馬冑を素材として―」『嶺南考古学』三五、二〇〇四年\*

(4) 金斗喆「一人騎乗の重装騎兵」李蘭暎・金斗喆『韓国馬具』馬文化研究叢書Ⅲ、韓国馬事会・馬事博物館、

一九九三年\*

金斗喆「四世紀後半―五世紀初めの高句麗・加耶・倭の武器・武装体系比較」韓日関係史研究論集編纂委員会編『広開土大王碑と韓日関係』韓日関係史研究論集一、景仁文化社、二〇〇五年\*

(5) 本論における北朝鮮所在の高句麗壁画古墳について、壁画の詳細な観察は註に引用した各報告書以外に『朝鮮遺跡遺物図鑑』2『高句麗編』高麗電子出版社版(編著者表記なし)を適宜拡大して行なった。その他には下記文献掲載の図・写真を参照した。

金基雄『朝鮮半島の壁画古墳』六興出版、一九八〇年  
崔茂蔵、イム・ヨン Chol 編『高句麗壁画古墳』新書景、一九九〇年\*

韓国放送公社編『高句麗古墳壁画と高句麗特別展』図録、一九九四年\*

(6) 岡崎敬「安岳第三号墳(冬寿墓)の研究―その壁画と墓誌銘を中心として―」『史淵』九三、一九六四年

(7) 岡崎敬「安岳第三号墳(冬寿墓)の研究―その壁画と墓誌銘を中心として―」(前掲)

(8) 菅谷文則「安岳三号墳出行図札」『清溪史学』十六・

- 一七、二〇〇二年  
菅谷文則「晋の威儀と武器について」『古代武器研究』  
一、二〇〇〇年
- (9) 朝鮮民主主義人民共和国社会科学院・朝鮮画報社『徳興里高句麗壁画古墳』講談社、一九八六年
- (10) 朝鮮総督府『朝鮮古蹟図譜』一、一九一五年
- (11) 朝鮮民主主義人民共和国科学院考古学および民俗学研究所「平安南道龍岡郡大安里一号墳発掘報告」『大同江および載寧江流域古墳発掘報告』考古学資料集第二集、一九五九年\*
- (12) 田疇農「大同郡八清里壁画墓」朝鮮民主主義人民共和国科学院考古学および民俗学研究所『考古学資料集3各地遺跡整理報告』一九六三年\*
- (13) 朝鮮遺跡遺物図鑑編纂委員会「八清里壁画墓」『朝鮮遺跡遺物図鑑』六・高句麗編四、一九九〇年\*
- (14) 王承礼・韓淑華「吉林輯安通溝第十二号高句麗壁画墓」『考古』一九六四—一\*
- (15) 朱栄憲「薬水里壁画古墳発掘報告」『各地遺跡発掘報告』科学院出版社、一九六三年
- (16) 関野貞ほか「高句麗時代之遺跡」朝鮮総督府『古蹟調査特別報告』五、一九三〇年
- (17) 関野貞「朝鮮の建築と芸術」岩波書店、一九四一年四一—四一六頁
- (18) 金基雄「朝鮮半島の壁画古墳」(前掲)
- (19) 朱栄憲「高句麗の壁画古墳」永島暉臣慎訳、学生社、一九七二年
- (20) 金元龍「韓国壁画古墳」一志社、一九八〇年\*
- (21) 李殿福「集安高句麗墓研究」『考古学報』一九八〇—二\*
- (22) 緒方泉「高句麗古墳群に関する一試考(上)」中国集安県における発掘調査を中心にして、「高句麗古墳群に関する一試考(上)」中国集安県における発掘調査を中心にして、『古代文化』三七—一、三、一九八五年
- (23) 東潮「第三章 高句麗における横穴式石室墳の出現と展開」『高句麗考古学研究』吉川弘文館、一九九七年、
- (24) 菅谷文則「安岳三号墳出行図札」(前掲)
- (25) 菅谷文則「晋の威儀と武器について」(前掲)
- (26) 小林聡「西晋における礼制秩序の構築とその変質」『九州大学東洋史論集』三〇、二〇〇二年
- (27) 陶淵明「帰田園居・其二」
- (28) 陶淵明「飲酒二十首並びに序・其五」
- (29) 『三国志』卷六・魏書六・董卓  
天子走陝、北渡河、失輜重、步行、唯皇后貴人從、至大陽、止人家屋中。奉、暹等遂以天子都安邑、御乘牛車。  
『晋書』卷二十五・志第十五・輿服
- (30) 古之貴者不乘牛車、漢武帝推恩之末、諸侯寡弱、貧者至乘牛車、其後稍見貴之。自靈獻以來、天子至士遂以為常乘、至尊出朝堂拳哀乘之。
- (31) 劉永華「牛車与其他畜力車」『中国古代車輿馬具』上海辞書出版社、二〇〇二年\*
- 『三国志』卷二七・魏書二七・王昶  
於是昶使積弩同時俱發、賊大將施續夜遁入江陵城、追斬

数百級。昶欲引致平地与合戰、乃先遣五軍案大道發還、使賊望見以喜之、以所獲鎧馬甲首、馳環城以怒之、設伏兵以待之。績果追軍、与戰、克之。

(32) 『晋書』卷一〇四・載記四・石勒上

鮮卑入屯北壘、勒候其陣未定、躬率將士鼓譟于城上。会孔真督諸突門伏兵俱出擊之、生擒遂奔散。真乘勝追擊、枕末柅、就六眷等戶三十余里、獲鎧馬五千匹。

(33) 『晋書』卷六三・列傳三三・段匹磾

劉暹洛陽、王浚遣督護王昌等率疾陸眷及弟文鴛、從弟末柅攻石勒於襄國。勒敗還壘、末柅追入壘門、為勒所獲。勒質末柅、遣使求和於疾陸眷。疾陸眷將許之、文鴛諫曰、受命討勒、寧以末柅一人、故縱成擒之寇既失浚意且有後憂、必不可許。疾陸眷不聽、以鎧馬二百五十四、金銀各一籠贖末柅。

『晋書』卷三十九・列伝九・王沈／子浚

(34) 『晋書』卷一一六・載記十六・姚弋仲

末柅逐北入其壘門為勒所獲。勒質末柅、遣使求和、疾陸眷遂以鎧馬二百五十四、金銀各一籠贖末柅、結盟而退。弋仲率其部、八千余人屯于南郊、輕騎至鄴。時季龍病、不時見弋仲、引入領軍省、賜其所食之食。弋仲怒不食、曰召我擊賊、豈來覓食邪、我不知上存亡、若一見、雖死無恨。左右言之、乃引見。弋仲數季龍曰、兒死來愁邪、乃至於疾。兒小時不能使好人輔相、至令相殺。兒自有過、責其下人太甚、故反耳。汝病久、所立兒小、若不差、天下必亂。當宜憂此、不煩憂賊也。續等因思婦之心、共為姦盜、所行殘賊、此成擒耳。老羌請效死前鋒、使一挙而

了。弋仲性狷直、俗無尊卑皆汝之、季龍怒而不責、於坐授使持節、侍中、征西大將軍、賜以鎧馬。弋仲曰、汝看老羌堪破賊以不、於是貫鉞跨馬于庭中、策馬南馳、不辭而出、遂滅梁續。以功加劍履上殿、入朝不趨、進封西平郡公。

(35) 楊泓『中国古兵器論叢(増訂本)』文物出版社、一九八五年\*(原著は一九八〇年刊)

原著の日本語訳は網干善教監訳・喜多村多加史訳『中国古兵器論叢』関西大学出版部、一九八五年  
『甲騎具裝』について、楊泓氏は『宋史』の例をあげているが、『新唐書』において、すでに用いられている。  
『宋史』では、卷一四五・志九八・儀三・国書鹵簿および卷一四八・志一〇一・儀・鹵簿儀服、『新唐書』では卷二三上・志一三上・儀上・駕にそれぞれ『甲騎具裝』の語が現れる。

(36) 『宋書』卷七六・列伝三六・宋愨

(元嘉二十二年)林邑王范邁遣傾国来拒、以具裝被象、前後無際、士卒不能當、日吾聞師子威服百獸、乃製其形、象相禦、象果驚奔、因潰散、遂克林邑。

(37) 『南齊書』卷七・本紀七・東昏侯

(38) 『晋書』輿服志

(39) 南京博物院『江蘇丹陽胡橋南朝大墓及磚刻壁画』、『文物』一九七四—二\*

(40) 門田誠一「徳興里古墳築造における葬送と造墓の思想的背景—墓誌銘の典論的研究による接近—」『考古学に学ぶII』同志社大学、二〇〇三年

- 門田誠一「徳興里古墳墓誌銘文にみる士大夫的精神」  
『かにかくに』八賀晋先生古稀記念論文集、同刊行委員  
会、二〇〇四年
- (41) クム・キョンスク「高句麗古墳壁画に現れた人物像と身分」『韓国史学報』一一、二〇〇五年\*
- (42) 東潮「第三章 高句麗における横穴式石室墳の出現と展開」(前掲)
- (43) 武田幸男「第一章 高句麗官位制の史的展開」『高句麗史と東アジア』岩波書店、一九八九年
- (44) 東潮「第三章 高句麗における横穴式石室墳の出現と展開」(前掲)
- (45) 『翰苑』所引『高麗記』
- (46) 武田幸男「第一章 高句麗官位制の史的展開」(前掲)
- なお、考古学的観点による集安所在の高句麗古墳の階層性については下記の論考がある。
- 木村光一「高句麗社会層の研究―集安洞溝地区からみた―」『古文化談叢』三〇(上)、一九九三年
- (47) 柳涵「北朝的鎧馬騎俑」『考古』一九五九―二\*
- (48) 田立坤・張克挙「前燕的甲騎具装」『文物』一九九七―一一\*
- (49) 徐栄教「高句麗騎兵と鎧子―高句麗古墳壁画の分析を中心に―」『歴史学報』一八一、二〇〇一年\*
- (50) 金斗喆「三国時代の戦団構成と戦闘形態」『古代の戦争と武器』第五回釜山福泉博物館学術発表大会、二〇〇一年\*
- (51) 趙栄済「玉田古墳群の階層分化に対する研究」『嶺南考古学』二〇、一九九七年\*
- (末尾に\*をつけた文献は外国文)
- 図出典―図は註(5)にあげた文献により、適宜改変して使用した。
- 〔付記〕本論は文部科学省科学研究費基盤研究(C)「中国壁画墓との図像学的比較による高句麗古墳壁画の研究」(平成十六年～十九年度)による研究成果の一部である。